

総裁選挙の仕組み（概要）

- 総裁選挙は、自民党所属（以下「党所属」）の国会議員による投票（議員投票）と、全国の自民党員・党友などによる投票（党員投票）によって行われます。
- 議員票は、国会議員 1 人 1 票です。
- 党員票は都道府県ごとに開票し、党本部において合算します。各候補者の得票数を基に、党所属国会議員数と同数の票（総党員算定票）をドント方式（※）により各候補者に配分します（仮に国会議員が 500 人（票）なら総党員算定票も 500 票）。
- 議員投票の有効票数と総党員算定票を合計した数の過半数を獲得した候補者が当選者となります。
- 過半数を獲得した候補者がいなければ、上位 2 名の候補者による決選投票を行います。

1. 選挙日程 —選挙日程は総裁の任期満了 1 か月前までに公表します—

- 選挙日程は総裁の任期満了の 1 か月前までに党本部総裁選挙管理委員会が総務会の承認を経て決定し、公表します。
- 議員投票の投票日は、総裁の任期満了日前 10 日以内に設定されます。
- 総裁選挙の告示は、議員投票の投票日の 12 日前までに行われます（選挙期間は 12 日以上）。

2. 候補者 —候補者となるには党所属国会議員 20 名の推薦が必要です—

- 総裁選挙の候補者になることができるのは、党所属の国会議員です。
- 候補者となるには、党所属国会議員 20 名の推薦が必要です。
- 候補者が 1 人だけの場合、または辞退者が出るなど候補者が 1 人になった場合は、投票を行わず、その候補者を当選者とします（無投票当選）。

3. 議員投票 —党所属国会議員 1 人 1 票です—

- 党所属国会議員が単記無記名で 1 人 1 票を投票します。
- 投票は投票日の定められた時間内に党本部で行い、投票終了後直ちに開票します。

4. 党員投票 —国会議員数と同数の票をドント方式により配分します—

- 党員票は国会議員による投票日に都道府県ごとに開票し、党本部において合算します。各候補者の得票数を基に、党所属国会議員数と同数の票（総党員算定票）をドント方式（※）により各候補者に配分します（仮に国会議員が 500 人（票）なら総党員算定票も 500 票）。
- 選挙人資格は、日本国籍を有する 20 歳以上で、以下のいずれかの条件を満たす人です。
 - ① 前 2 年の党費を納入した党員
 - ② 前 2 年の会費を納入した自由国民会議員（党友）
 - ③ 党本部総裁選挙管理委員会が承認した国民政治協会の個人会員及び法人会員の代表者 1 名
- 1 人 1 票を単記無記名で投票します。
- 各都道府県総裁選挙管理委員会の定めるところにより、都道府県ごとに郵便投票などによる方法で行われます。

ドント方式とは

ドント方式とは、各候補者の得票数を 1、2、3、4、という整数で順に割っていき、得られた数の大きい順に、総党員算定票を 1 票ずつ配分していく方式です。得票数に合わせて、公平な振り分けができます。

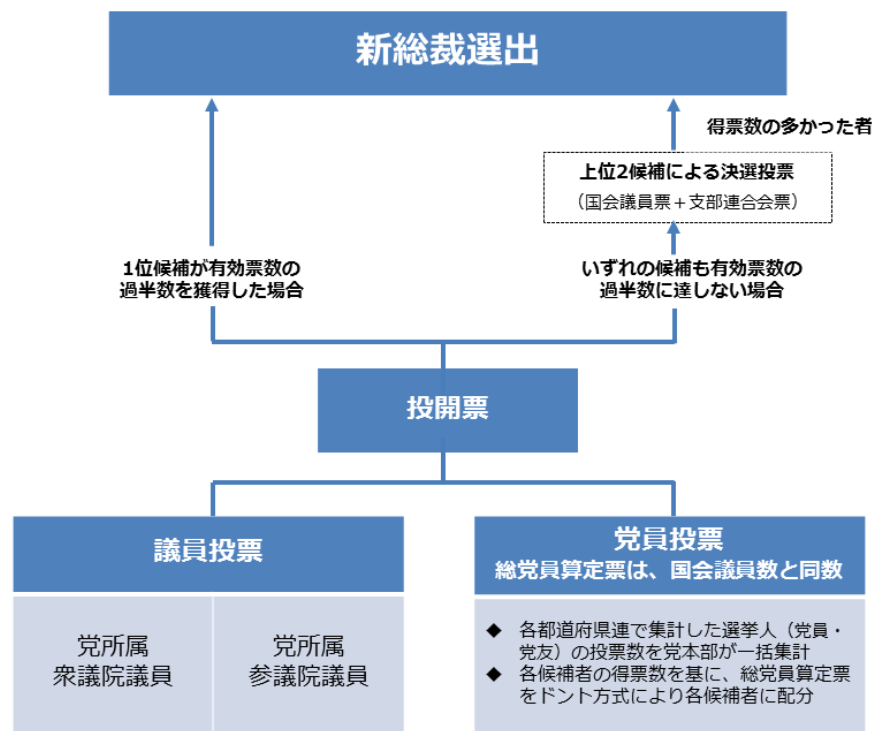
ドント方式

総党員算定票を 12 票と仮定した場合

	A 候補	B 候補	C 候補
	150,000票	90,000票	72,000票
1で割る	150,000 ①	90,000 ②	72,000 ④
2で割る	75,000 ③	45,000 ⑥	36,000 ⑧
3で割る	50,000 ⑤	30,000 ⑨	24,000 ⑫
4で割る	37,500 ⑦	22,500	18,000
5で割る	30,000 ⑩	18,000	14,400
6で割る	25,000 ⑪	15,000	12,000
党員算定票	6票	3票	3票

5. 決選投票の場合 —党所属国会議員と都道府県連の各 1 票で決選投票を行います—

- 議員投票の有効票数と総党員算定票を合計した数の過半数を得る候補者がいなかった場合、上位 2 名の候補者による決選投票を行います。
- 決選投票は、党所属国会議員及び都道府県支部連合会（各 1 票/合計 47 票）により行い、得票数の多かった者を当選者とします。
- 都道府県支部連合会の 1 票は、決選投票候補者の内、各都道府県支部連合会における党員投票で得票数が多かった者が獲得します。



総裁選挙は党運営による選挙運動を実施し、公正、公平に行います。党本部総裁選挙管理委員会は候補者の所見を党機関紙に掲載するとともに、街頭演説会などを開催します。